

VIEW

ボーナスカットの理由？！ 「指摘事項」を報告した管理者も覚えていませんでした！

昨年末のボーナス減額を納得いかないとして社員が申し立てた「労働審判」が5月17日に行われました。会社は、その中でボーナスカットの理由として18件の「非違行為」（現場管理者からの指摘事項を基に人事考課を行ったもの）を明らかにしました。

会社は、今回の社員の場合、10項目前後の「非違行為」（管理者からの指摘事項）をボーナスカットの目安にしていますが、苦情処理会議で明らかにしたのは3項目だけ、しかも内容を明らかにせず項目だけなので誰でも理由にならないと感じるのは当然ではないでしょうか。

しかし、会社は訴えた社員が「裁判で理由を明らかにするのなら事前に苦情処理会議でも明らかにしてほしい」と言っても「減率適用は会社の専権事項、会社の裁量権が認められている。人事考課、総合的判断になる。その都度、管理者から指導されているので（理由は）本人が知っているはず。覚えていないことはありえない」と最後まで拒み続けました。

さらに、裁判所から「これは苦情処理会議の役割の問題です」「もう少し事前に苦情処理会議をきちっとやったらどうですか」「何でもかんでも裁判所にゲタをあずけてもらっては困るんですけど」と言われても応じようとはしませんでした。

「労働審判」を訴えた社員は、会社からボーナスカットの理由について「非違行為（管理者の指摘事項）は本人が一番知っている。覚えていないのはありえない」と言われましたが記憶になかったため、理由を確認するために指摘事項を上げた管理者に詳細を確かめに行きました。

一番指摘事項の多かった管理者に一覧表を示して指摘事項の詳細を聞いてみました。しかし対応した管理者は「（一覧表を）もらうわ。後でしっかり見るから、落ち着いて見るから、ちょっと待ってくれ」とその場で答えてくれませんでした。やはり指摘事項をあげた管理者の側もはっきり覚えていなかったということです。

そして、その日の点呼終了後に、その管理者は「これを返すわ。今後一切話をしない」と言って一覧表を返してきたそうです。詳細を教えてくれる約束はどうなったのでしょうか。

社員のみなさん！ どう思いますか？